

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）
 文部科学省設置法の一部を改正する法律・新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（任務）</p> <p>第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>七十七 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>七十八 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>七十九 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）（第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八十〜九十五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十八号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術及び文化の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツに関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（新設）</p> <p>七十七 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）（第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十三号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>七十八〜九十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八</p>

十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

(任務)

第十八条 文化庁は、文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十二号（博物館に係るものに限る。）、第三十三号（博物館に係るものに限る。）、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十七号まで、第八十八号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務並びに学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

(文化審議会)

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。

二〇五 (略)

二〇三 (略)

十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

(任務)

第十八条 文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十六号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務をつかさどる。

(文化審議会)

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。

二〇五 (略)

二〇三 (略)